

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和47年1月頃、父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の年金記録については、当初未納とされていた申立期間直後の昭和48年10月から49年3月までの期間について、市区町村の保管する記録では納付済みとなっていることを理由として、平成21年4月14日に、納付済みに記録が訂正されていることから、申立人の記録の管理が適正に行われていなかったことがわかる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間を含む全ての期間の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から同年6月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、平成6年2月から同年6月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、同年2月頃、私の母がA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料についても納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月頃、その母親がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人の住民票はB市区町村にあることから、A市区町村で国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成8年7月1日であることから、これ以降であると考えられる上、オンライン記録により、同年8月15日に納付書が発行されており、その時点で遡って納付することが可能な限度である申立期間直後の6年7月から8年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、加入手続の時点で遡って納付することが可能であった当該期間の保険料を過年度納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年2月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成10年5月から11年2月までの国民年金保険料が未納となっていた。当時、私は、A大学の大学院生であったが、10年4月から12年3月まで、共同研究のため、B大学に在籍していた。同年4月にC大学に採用されたため、D市区町村に転入し、それまで未納であった申立期間の保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成13年4月27日に、その時点で遡って納付することが可能な限度である申立期間直後の11年3月から12年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、同制度の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年7月まで
年金事務所に国民年金納付記録を照会したところ、平成8年12月から9年7月までの国民年金保険料が未納となっていた。
申立期間の保険料については、前夫が他界した後、旧姓に戻す前に、納付漏れが無いように納付したはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その前夫が他界した後、旧姓に戻す前に、それまで未納となっていた国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の前夫が他界したのは平成11年*月*日であり、この時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、同制度の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 11 月から 53 年 4 月 10 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 11 月から 40 年 7 月 1 日までの期間、及び B社に勤務していた期間のうち、50 年 11 月から 53 年 4 月 10 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

どちらの期間についても勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は既に解散しており、商業登記簿謄本から確認できる解散時の代表取締役には照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 1 人、及び申立期間①中にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚のうち連絡先の判明した 1 人の計 2 人に照会したところ、申立人が名前を挙げた同僚から回答は得られたものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間①当時のA社の従業員数を約 10 人であったとし、上記同僚は約 8 人としているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①中に同社において被保険者資格を有していた者は一貫して 6 人であったことが確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

2 申立期間②について、同僚の証言から、正確な入社日は不明であるものの、当該期間に申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は連絡先不明のため、照会することができない。

さらに、申立期間②当時の社会保険事務担当者に照会したところ、B社においては、従業員ほとんどの者について、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった旨の証言が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚1人、及び申立期間②中にB社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚のうち連絡先の判明した14人の計15人に照会したところ、7人（申立人が名前を挙げた者を含む。）から回答が得られたものの、厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

また、上記回答の得られた同僚のうち、B社において店長であった者から、同事業所では事業主の指示により従業員を社会保険に加入させていた旨の証言が得られたことから、同社では必ずしも入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

3 このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 12 日から 40 年 6 月 16 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 23 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社B工場C分工場に勤務していた申立期間①、D社に勤務していた申立期間②及びE社(現在は、F社)に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給済みとなっていた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

E社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金の実支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致し、申立期間③に係る同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和45年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。